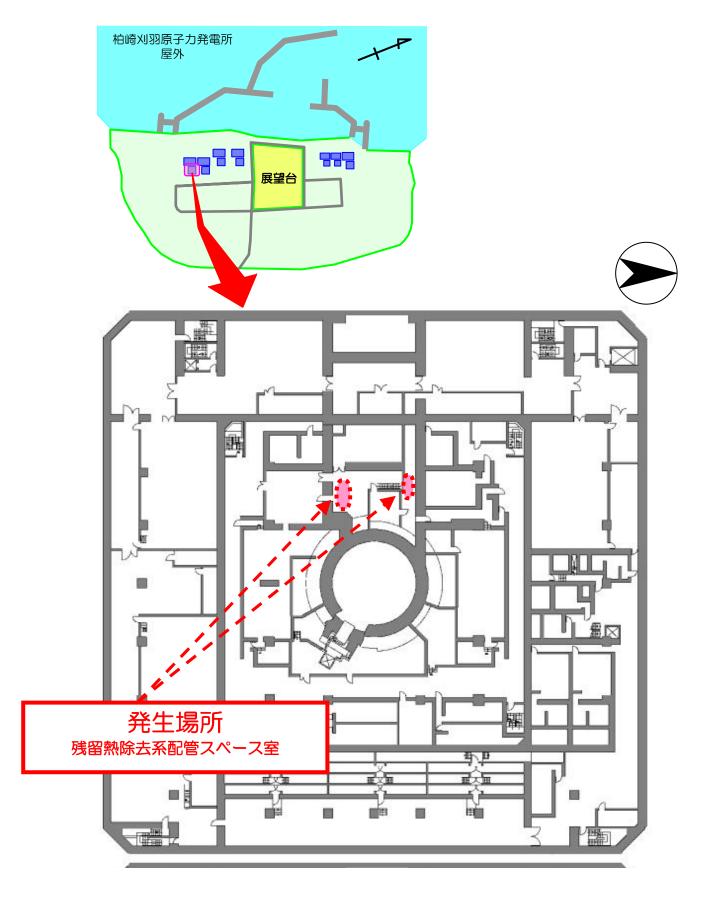
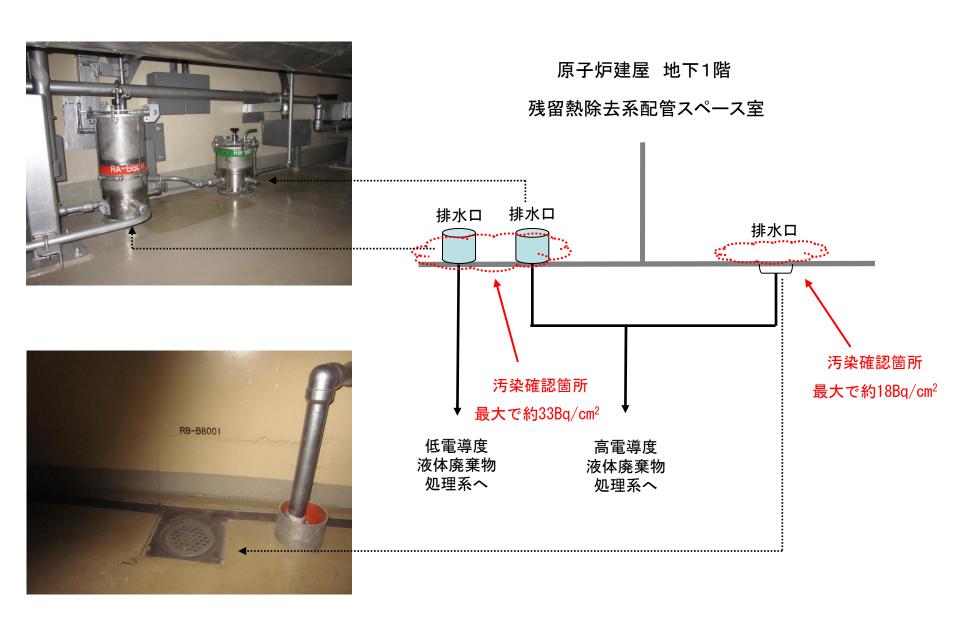
区分: III

号機	1 号機
件名	原子炉建屋(管理区域)配管スペース室内における
件名のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	放射性物質による汚染について (事象の発生状況) 定格熱出力一定運転中の当所1号機において、巡視点検を終了した当社社員が管理 区域から退出するため退出モニタによる測定を実施したところ、作業服の左袖に放射 線管理区域からの退出基準をわずかに超える微量の放射性物質が付着していること を確認しました。 このため、当該社員の巡視点検経路の放射能測定を実施したところ、平成23年7月11日午後0時20分頃、原子炉建屋地下1階の残留熱除去系配管スペース室**」 底設置された2箇所の排水口付近で、社内で定める基準値*2(4ベクレル/cm²)を超える汚染(最大約33ベクレル/cm²)を確認しました。 (安全性、外部への影響) 同配管スペース室外への汚染の広がりがないことを確認しており、管理区域内のその他のエリア等への放射性物質による汚染の拡大はなく、本事象による外部への放射 能の影響はありません。 また、作業服に汚染が確認された当社社員については、汚染した作業服を脱いで管理区域を退域しており、体内への放射性物質の取り込みおよび計画外の被ばくはありませんでした。 なお、今回確認した汚染(最大約33ベクレル/cm²)は、主要なラドン温泉3滴程度(約3cc)が床面1cm²に付着した場合と同じレベルのものです。 *1 残留熱除去系配管スペース室 原子炉を停止した後に燃料の崩壊熱を除去したり、非常時に原子炉に水を注水する系統である残留熱除去系の、配管や弁等を設置している部屋 *2 基準値 法令では、表面の汚染が4ベクレル/cm²を超えるまたは超えるおそれのあるところを管理区域に設定することになっており、当社では、表面汚染密度がこれよりも十分低いレベルから管理区域として設定し、管理している。今回、放射性物質による汚染を確認した同配管スペース室内は、社内の汚染区分としてB区域としていたところ、4ベクレル/cm²を超える汚染を確認したもの。 なお、社内基準値は以下のとおり。
	法令の区分 社内の汚染区分 表面汚染レベル
	管理区域 A区域 汚染のおそれのない区域
	(物の表面の汚染が4ベク レル/cm²を超えるまたは B区域 B区域 (今回汚染が確認されたエリア)
	超えるおそれのあるとこ C区域 汚染を 40 ベクレル/cm ² 未満としているエリア
	ろ) D区域 汚染が 40 ベクレル/cm²以上のエリア
安全上の 重要度/損 傷の程度	<安全上の重要度> <損傷の程度> 安全上重要な機器等 / その他設備 ■ 法令報告要 □ 調査・検討中
対応状況	同配管スペース室の社内の汚染区分をC区域に設定するとともに、今後、速やかに 床面2箇所の排水口付近で確認された放射性物質の拭き取り清掃を行います。 また、放射性物質で汚染していた原因について調査を行います。



柏崎刈羽原子力発電所 1 号機 原子炉建屋 地下 1 階



1号機 原子炉建屋(管理区域)残留熱除去系配管スペース室内における放射性物質による汚染 イメージ図